



飯田保健所管内の飲食店でノロウイルスによる 食中毒が発生しました

本日、飯田保健所は、飯田市内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、当該施設の営業者に対し令和4年4月22日から令和4年4月24日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、4月14日に、当該施設で食事をした1グループ17名中の10名で、環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和4年4月18日の午前10時頃、患者グループの代表者から「4月14日の午後6時半に当該施設を利用した17名のうち9名が、胃腸炎症状を呈している。」旨の連絡がありました。

【飯田保健所による調査結果概要】

- 患者は、4月14日に当該施設で食事をした1グループ17名中の10名で、4月15日午後3時頃から発熱、下痢、腹痛等の症状を呈していました。
- 患者は、当該施設で調理し、提供された食事を共通して喫食していました。
- 環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の症状は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、飯田保健所は当該施設で調理し、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	飯田保健所	
患者関係	発症日時	4月15日 午後3時頃から
	患者症状	発熱、下痢、腹痛など
	患者所在地	飯田市、下伊那郡
	患者数 及び喫食者数	患者数／喫食者数：10名／17名 (患者内訳) 男性：9名(年齢：20歳代～40歳代) 女性：1名(年齢：50歳代)
	入院患者数	0名
	医療機関受診者数	4名(受診医療機関数：4か所)
原因食品	4月14日に当該施設で提供された食事	
病因物質	ノロウイルス	
原因施設	施設所在地 飯田市 営業許可業種 飲食店営業(一般食堂)	

措 置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和4年4月22日から令和4年4月24日まで3日間 (この施設は4月18日から営業を自粛しています。)	
検査結果	ノロウイルス	患 者 便：4検体中4検体から検出 調理従事者便：3検体中2検体から検出

[参 考]

患者が喫食した 主なメニュー	カニの酢の物、魚介類のカルパッチョ、ブリの照り焼き、天ぷら（イカ、海老等）、陶板焼き（豚肉、野菜）、ナスのピリ辛ソースがけ、ざるうどん、パンナコッタ 等
-------------------	--

[参 考] 長野県内（長野市・松本市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令 和 4 年 度 (うち 長野市・松本市)	1 件 (0 件)	10 名 (0 名)
令 和 3 年 度 (うち 長野市・松本市)	5 件 (2 件)	264 名 (154 名)

～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

[特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

[症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいと思ったら早めに医療機関を受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、石けんで手を十分に洗いましょう。

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者さんの嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

飯田保健所 食品・生活衛生課 食品・動物衛生係
(次長)鷺澤 太(課長)小野 充志 (担当)小木曾 郁子
電話:0265-53-0446(直通)
0265-23-1111(代表)(内線 2161)
FAX:0265-53-0469
E-mail iidaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)久保田 耕史 (担当)矢島 康宏 荒川 知幸
電話:026-235-7155(直通)
026-232-0111(代表)(内線 2661)
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp